



2021年1月22日

各 位

会社名 神 栄 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 赤澤 秀朗
(コード番号3004 東証1部)
問合せ先 執行役員 経営戦略部長 中西 徹
(TEL. 078-392-6911)

米国における集団訴訟の和解に関するお知らせ

当社並びに当社の連結子会社である神栄テクノロジー株式会社、神栄キャパシタ株式会社、Shinyei Kaisha Electronics (M) SDN. BHD. 及び Shinyei Corp. of America は、2021年1月22日に、フィルムコンデンサの取引に関して米国において提起された集団訴訟等のうち、間接購入者を原告とする集団訴訟について、原告との間で和解の合意に達しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）を含む主に日系のコンデンサメーカーは、コンデンサ取引において米国反トラスト法に違反したとして、2014年3月より米国競争法規制当局による行政調査が開始されるとともに、2014年11月には米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所において損害賠償を求める複数の集団訴訟等を提起されました。フィルムコンデンサメーカーを連結子会社に持つ当社グループでは、当局や原告の主張するような違法行為を行っていないとの認識の下、多額の費用と労力を掛けて行政調査への全面的な協力及び民事訴訟への対応を行ってまいりました。

行政調査については、当社グループは刑事訴追や行政処分等を受けることなく、2016年1月に当局より調査を終結させるとの通知を受けるに至りました。一方、民事訴訟については、米国における直接購入者及び間接購入者を原告とする2件の集団訴訟を最重要と位置付け、証拠開示他様々な訴訟手続きに対応してまいりました。

その後、2020年3月2日に公表の「米国における集団訴訟の和解及び和解に伴う特別損失の計上について」において開示いたしました直接購入者を原告とする集団訴訟に関しての和解合意については、すでに米国裁判所の最終承認を得て確定しておりますが、このたび間接購入者を原告とする集団訴訟に関しても、和解（以下、「本和解」といいます。）することといたしました。

2. 和解の相手方の概要

コンデンサの間接購入者原告

3. 和解の内容

本和解に基づき、当社グループは間接購入者原告に対し、和解金として 187.5 千ドル（約 20 百万円）を支払います。なお、本和解は間接購入者原告との訴訟のさらなる長期化による費用や労力の発生を回避することなど、経済的合理性を始めとする諸般の事情を勘案して行うものであり、当社グループが原告の主張するような違法行為を行っていたこと及び当社グループに損害賠償責任があることを認めたものではありません。

また、本和解は、裁判所による承認を経て確定いたします。

4. 今後の見通し

本和解に基づく和解金については、計上済みの訴訟損失引当金で全額充当できるため、追加の損失は発生せず、2021 年 3 月期連結業績予想に与える影響はありません。

以 上